↑ ６年半前の事務所移転の際
お祝いでいただいた胡蝶蘭。
今年もお花を見せてくれました！

みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2025 年夏号 ≫

MIYAGI TAX & ACCOUNTING OFFICE

税務の話題　「年収の壁」が変わります！

“事務所通信のお休み”には
思いの外、多くのお声をいただき、
ビックリ＆とても嬉しかったです！
不定期ですが、これからも皆さまに
きちんと情報をお届けできるように
頑張ります！

昨年 12 月に発表された「令和７年度 税制改正大綱」の
所得税の改正について、令和７年３月に改正内容が決定されました。
所得税だけが全てではありませんが、働き方などを検討するきっかけにはなりそうです。

-∴-∵-∴-∵-∴-∵-∴-∵-∴-∵--∴-∵-∴-∵-∴-∵-∴-∵-∴-∵-

今までの［壁］は…

長い間言われていた“１０３万円の壁”。
お給与収入の方だけが適用となる金額ですが、
その意味は右図の通りでした。
給与所得控除：55 万円＋基礎控除：48 万円
＝ 103 万円 となっていたのです。

年収103万円	
	給与所得控除 55 万円（年収 1,625,000 円までの最低金額）
	基礎控除 48 万円（誰でも所得から引ける生活最低保障額）

①年収-給与所得控除
＝この時点で所得は 48 万円

②所得-基礎控除
＝この時点で課税所得０円

この「基礎控除」と「給与所得控除」の金額が変わるため、「壁の見直し」と言われています。

自分の所得税に関すること

◎「基礎控除」の見直し

合計所得金額	（給与だけの収入金額）		基礎控除の額
132 万円以下	200 万 3,999 円以下		９５万円
132 万円超 336 万円以下	200 万超 3,999 円超	475 万 1,999 円以下	８８万円
336 万円超 489 万円以下	475 万 1,999 円超	665 万 5,556 円以下	６８万円
489 万円超 655 万円以下	665 万 5,556 円超	850 万円以下	６３万円
655 万円超 2,350 万円以下	850 万円超	2,545 万円以下	５８万円

◎「給与所得控除」の見直し
最低保障額（給与収入 190 万円以下まで）が６５万円となります。

上記２点により ⇒ 変わること！

［壁］が１６０万円に！ ⇒ 年収 160 万円（お給与収入のみの場合）までは所得税がかかりません。

年収160万円	
	給与所得控除 65 万円
	基礎控除 95 万円

①年収-給与所得控除
＝この時点で所得は 95 万円

②所得-基礎控除
＝この時点で課税所得０円

ご注意ください！
この［壁］の見直しは、所得税だけのお話しです。
住民税を計算する際の「基礎控除」は従前通り、
また社会保険加入が必要となるラインは
変わっていません。年収によっては、
手取り額が減少する可能性もあります。

遠距離限定！オンライン顧問契約プラン実施中！　みやぎ税務会計事務所　ラクホＳ